

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則及び京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年11月6日

京都市長 門川大作

京都市規則第46号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則及び京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の2各号列記以外の部分中「備考17」を「備考19」に改める。

第2条を次のように改める。

(許可又は認定の申請)

第2条 建築主は、次の各号に掲げる許可又は認定（以下「許可等」という。）を受けようとするときは、許可・認定申請書（第1号様式）の正本及び副本に、それぞれ当該各号に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該許可の申請に係る建築物に関し、法第48条第1項から第14項までの規定のただし書の規定による許可の申請をした場合における第1号に掲げる図書の提出については、この限りでない。

(1) 条例第6条第1項又は第7条第1項の規定による許可 別表第1 1の項に掲げる図書

(2) 条例別表第2 四条通A地区の項第5号又は四条通B地区の項第5号の規定による認定 別表第1 2の項に掲げる図書

第3条の見出し中「許可」の右に「又は認定」を加え、同条本文中「許可を」を「許可等を」に、「許可申請書」を「許可・認定申請書」に改める。

第4条第1項中「第2条第1項」を「第2条本文」に、「許可」を「許可等」に改め、同条第2項中「、許可」を「、許可等」に改め、「許可通知書」の右に「又は認定通知書」を加える。

第5条の見出し中「許可」の右に「又は認定」を加え、同条中「許可申請書」を「許可・認定申請書」に、「して許可」を「して許可等」に、「当該許可」を「当該許可等」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区分	図書の種類	明 示 す べ き 事 項
1	付 近 見 取 図	(1) 方位, 道路及び目標となる地物 (2) 都市計画法第4条第3項に規定する地域地区の境界明示線 (3) 敷地境界線からおおむね200メートルの範囲内にある建築物の用途別現況概要
	配 置 図	(1) 縮尺, 方位及び敷地境界線 (2) 敷地内における建築物の位置及び用途 (3) 申請に係る建築物と他の建築物との別 (4) 敷地に接する道路の位置及び幅員 (5) 隣接する建築物の用途及び概要
	各 階 平 面 図	(1) 縮尺及び方位 (2) 間取り, 各室の用途及び床面積 (3) 壁, 開口部及び防火戸の位置 (4) 作業場の位置並びに機械設備等の位置及び名称（申請に係る建築物が工場である場合に限る。） (5) 危険物の貯蔵又は処理を行う位置（申請に係る建築物がこれらの用途に供するものである場合に限る。）
	2面以上の平面図	(1) 縮尺 (2) 開口部及び防火戸の位置 (3) 外壁及び軒裏の構造及び仕上材料
2	付 近 見 取 図	(1) 方位, 道路及び目標となる地物 (2) 都市計画法第4条第3項に規定する地域地区の境界明示線
		(1) 縮尺, 方位及び敷地境界線

配 置 図	(2) 敷地内における建築物の位置及び用途 (3) 申請に係る建築物と他の建築物との別 (4) 敷地に接する道路の位置及び幅員
各 階 平 面 図	(1) 縮尺及び方位 (2) 間取り，各室の用途及び床面積 (3) ロビーの用に供する部分の範囲 (4) 直接地上へ通ずる出入口のある階における飲食又は物品販売の用に供する部分及び専ら通路の用に供する部分の範囲（申請に係る建築物が当該階においてホテル又は旅館の用に供する部分を有するものである場合に限る。） (5) 壁，開口部及び防火戸の位置 (6) 各客室の定員
2 面以上の平面図	(1) 縮尺 (2) 開口部及び防火戸の位置 (3) 外壁及び軒裏の構造及び仕上材料

第1号様式注以外の部分中「許可申請書」を「許可申請書」に、
「認定申請書」に、

「
京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（以下「条例」という。）
第6条第1項 の規定により建築物に対する制限の適用除外
第7条第1項
に係る許可を申請します。
」

「
京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（以下「条例」という。）
の規定により建築物に対する制限の適用除外
に
許可
に係る 認定 を申請します。
」

改め、同様式注3中「許可申請」を「許可又は認定の申請」に改める。

(京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第2号中ホをミとし、へをマとし、フをホとし、ヒをへとし、ハをフとし、ノをヒとし、ネをハとし、ヌをノとし、ニをネとし、ナをヌとし、トをニとし、テをナとし、ツをトとし、チをテとし、タをツとし、ソの次に次のように加える。

タ 地区計画条例別表第2 四条通A地区の項第5号

チ 地区計画条例別表第2 四条通B地区の項第5号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)